

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（以下、「本実施要領」という。）に則り、新たに認定実務実習指導薬剤師（以下、「認定指導薬剤師」という。）の認定を希望する者の認定（新規認定）と、認定の更新を希望する者の認定（更新認定）を行う。

なお、本実施要領では、新規認定に関する事項を「2. 新規認定」に記し、更新認定に関する事項を「3. 更新認定」に記す。

1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等

認定指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- 1) 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- 2) 薬剤師を志す学生の実務実習に携わる教育者の一員としての自覚と情熱を持って指導することができること。
- 3) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムや実務実習に関するガイドラインについて理解し、薬学生が行なう実務実習の実施方法や学生の評価方法を含む指導方法に関する基本的考え方を修得していること。
- 4) 日頃から積極的な自己研鑽を図り、職能の向上に努めていること。

2. 新規認定

2.1 新規認定の要件

新規認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ1週間当たりの勤務日数が3日以上で勤務時間が20時間以上である場合に限る。ものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

2.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。

2.1.2 年齢に関する要件

新規認定の申請時点において、満65歳未満であること。なお、認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する。

2.1.3 研修に関する要件

「1)受講条件」をすべて満たし、「2)認定実務実習指導薬剤師養成研修」をすべて修了していること。

1) 受講条件

A. 年齢

「新規認定の申請時点において、満65歳未満であること」に留意すること。

B. 実務経験

「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上あること。

C. 勤務状況

受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること。

2) 認定実務実習指導薬剤師養成研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 細則」に定める。

3) 修了証

認定実務実習指導薬剤師養成研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から3年間とする。ただし、満65歳となった時点で修了証は無効となる。

2.1.4 勤務に関する要件

新規認定の申請時点において、直近1年以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。

2.2 新規認定の申請

「2.1 新規認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、新規認定の申請を行なうことができる。

2.2.1 新規認定の申請方法

新規認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

2.2.2 審査料

新規認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

審査料 9,350 円（本体 8,500 円＋消費税 [10%] 850 円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前 3 か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

2.2.3 審査結果の通知

審査結果はメールで通知する。

2.3 新規認定者の登録、公表及び認定証の交付

2.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から 認定を取り消すこととする。

2.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

2.4 新規認定の有効期間

認定の有効期間は、6 年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、満 70 歳に達した場合は、2.1.2 年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとする。

2.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

2.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。

なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

再発行料 2,200 円（本体 2,000 円＋消費税 [10%] 200 円）

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3. 更新認定

3.1 更新認定の要件

更新認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ1週間当たりの勤務日数が3日以上で勤務時間が20時間以上である場合に限るものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

3.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。かつ、常に実習生の受け入れ体制を整えていること。

3.1.2 年齢に関する要件

更新認定の申請時点において、満70歳未満であること。ただし、認定は満70歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

3.1.3 指導実績に関する要件

認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が主たる受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導・評価を行った場合）が1例以上あること。

なお、講義のみを行った場合や協力・連携施設として指導・評価を行った場合、及び指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況や今後の実習生の受入の見込等を申告すること。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下、「認定委員会」という。）において別途審査する。

3.1.4 研修に関する要件

「1)受講条件」をすべて満たし、「2)更新研修」を修了していること。

1)受講条件

A. 年齢

「更新認定の申請時点において、満70歳未満であること。ただし、認定は満70歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

B. 認定経過年数

認定指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過していること。

2)更新研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 細則」に定める。

3)修了証

更新研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から3年間とする。ただし、満70歳となった時点で修了証は無効となる。

3.1.5 勤務に関する要件

勤務状況に関し、以下の1)～3)をすべて満たしていること。

- 1) 認定期間中に通算3年以上「薬剤師実務に従事している」こと。
- 2) 更新認定の申請時点において、直近6か月以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。
- 3) 更新認定の申請時点において、「薬剤師実務に従事している」こと。

3.2 更新認定の申請

「3.1 更新認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、更新認定の申請を行うことができる。

3.2.1 更新認定の申請手続き期間

認定期限の3か月前より「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて手続きを行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.2.2 更新認定の申請手続きの猶予

認定期限までに更新認定の申請手続きを行えなかった者には、認定期間終了後2年間は申請を猶予する。ただし、猶予期間中、本認定は無効である。

なお、認定期間内に更新認定の要件のうち、「3.1.3 指導実績に関する要件」と「3.1.5 勤務に関する要件」の1)を満たしていない場合、猶予期間内ではこれらを満たすことができないため、更新認定の申請はできない。

また、満70歳となった時点で更新認定の申請を行うことはできない。

3.2.3 更新認定の申請方法

更新認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行なうこと。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.2.4 審査料

更新認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

審査料 7,150円（本体6,500円＋消費税 [10%] 650円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前3か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3.2.5 通知

審査結果はメールで通知する。

3.3 更新認定者の登録、認定証及び公表

3.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から認定を取り消すこととする。

3.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

3.4 更新認定の有効期間

認定の有効期間は、6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、70歳に達した場合は、2.1.2年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとし、この場合の認定期間の延長は認めない。また、「3.2.2 更新認定の申請手続きの猶予」を適用して更新認定の申請を行った場合も、有効期間の起算日は、猶予期間を経ずに更新されたものとみなした場合における、更新前の認定期間終了日の翌日とする。

3.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

[適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594]

再発行料 2,200円（本体2,000円＋消費税 [10%] 200円）

振り込み手数料は申請者の負担とする。

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

4. 認定の取消し

4.1 認定取り消しの対象者

以下の1)から4)のいずれかに該当する者は、認定指導薬剤師の認定を取り消す。

なお、過去に本認定の取り消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する。

- 1) 薬剤師の資格を失った者
- 2) 厚生労働省が公表する「薬剤師に対する行政処分について」の被処分者
- 3) 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
- 4) 上記の他、薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

4.2 認定取り消しの決定

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当する者の認定の取り消しは、認定委員会において審議し決定する。ただし、迅速に取り消しを行なう必要があると本協議会の代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた認定委員会に報告する。

4.3 認定取り消しの公表

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当し認定を取り消された者に対しては、本協議会のホームページに認定番号を掲載する。

5. 改廃

本実施要領の改廃は、認定委員会の承認を要す。

附則

本実施要領は、令和4年（2022年）3月11日に制定し、令和4年（2022年）4月1日より施行する。

附則（令和4年（2022年）6月28日）一部改正

附則（令和7年（2025年）3月14日）一部改正

本実施要領は、令和8年（2026年）4月1日より施行する。

附則（令和7年（2025年）5月29日）

以下の「実施要領改訂に伴う時限的措置」を追記。

本実施要領の施行開始時点（令和9（2027）年4月1日）において、既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師については、満70歳に達しても当該認定の有効期限が満了するまでは、その資格を維持できるものとする。ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない。

本実施要領は、以上の「実施要領改訂に伴う時限措置」を含め、令和9年（2027年）4月1日より施行する。



令和9（2027）年4月1日施行

認定実務実習指導薬剤師認定制度

実施要領の改訂について

2025年11月21日
一般社団法人薬学教育協議会 認定事務局



1. 改訂の背景と目的

これまでの経緯、改訂の背景、改訂の目的

1-1. これまでの経緯・改訂の背景

令和4年（2022年）4月

日本薬剤師研修センターから薬学教育協議会へ事業移管

↓

約2年間の運用

↓

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領改訂



目次

1. 改訂の背景と目的

→これまでの経緯、改訂の背景、目的

2. 改訂の概要

→変更点（構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など）

3. スケジュール

→改訂までのスケジュール

4. まとめ

5. 質疑応答



2-1. 改訂の全容 ～施行日～

施行日

令和9年(2027年)4月1日

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

▲**最重要**▲

受講および申請した時点に施行されている実施要領が適用



1-2. 改訂の目的

【寄せられたお声】

✓新規と更新の記載が混在してわかりにくい

✓産休・育休などを含み長期休暇を取得すると要件を満たすことが難しい

✓多様な働き方に対応できていないなど

【改訂の目的】

①より分りやすい実施要領へ

②現代の働き方に対応した柔軟な制度へ



2-1. 改訂の全容 ～構成変更～

現行

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領のみ

改訂後

・認定実務実習指導薬剤師認定制度 創設経緯の概略

・認定実務実習指導薬剤師認定制度

・認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

【別紙】認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領細則

【参考資料】認定実務実習指導薬剤師認定委員会規則

新規認定と更新認定の
記載を明確区分け

2. 改訂の概要

変更点(構成、新規認定の要件、更新認定の要件、費用など)



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設 <<制度全体の活性化と公平なチャンスの提供>>

現行	改訂後
なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時

追加

変更③修了証有効期限の短縮 <<セット受講の推進>>

現行	改訂後
6年間	3年間

変更



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更①受講条件の緩和

【現行】

・受講時点において薬剤師実務経験が5年以上あること

※6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上で受講可

・受講する時点において継続して3年以上であること

・現に病院又は薬局に勤務していること

【改訂後】

・受講時点において「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上あること。

・現に病院又は薬局に勤務していること

✓「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上

✓継続3年の要件を削除！

✓途中の休暇・離職があってもOK！

2-2. 新規認定の要件

2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更①受講条件の緩和 <<働き方の変容に対応>>

	現行	改訂後
実務経験	薬剤師実務経験が5年以上あること 6年制卒は3年以上で受講可	「薬剤師実務に従事している」期間が通算5年以上であること (削除)
受講する時点での勤務状況	継続して3年以上であること 現に病院又は薬局に勤務している者であること	(削除) 表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること

変更

削除

削除

変更





2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者とともに、
実習生の指導に携わっていただけます！！



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ ■ 2027年7月開催の養成研修に参加し、申請する場合

2019年5月薬剤師免許取得

2019年5月～2023年4月(4年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年5月～2025年4月(2年)産休・育休

2025年5月～2026年4月(1年)薬局勤務

※時短勤務(週3日18時間)

2026年5月～2027年6月(1年)病院勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2027年7月 受講希望

受講時点での実務経験

通算5年(4年+1年)※継続3年未満

【現行】

× 受講時点で継続3年の要件を満たさない
(継続3年は2029年6月以降見込み)

【改訂後】

○ **通算5年**で受講可能！



2-2. 新規認定の要件

■ケーススタディ ■ <改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)>

①64歳で申請する場合

→○65歳未満でOK

ただし、70歳到達時点において、
6年間の有効期間内でも失効

②65歳で申請する場合

申請×

→満65歳未満でないためNG



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

【養成研修受講時】

新規認定申請時点において**満65歳未満**であることに留意すること

【新規認定申請時】

満65歳未満であること

【認定後】

認定は**満70歳に達した時点**で、有効期間が残存している場合であっても、
理由の如何にかかわらず**失効**する



2-2. 新規認定の要件 ～変更なし～

変更なし

▼ 基本的素養など

▼ 受講条件

・現に病院又は薬局に勤務している者

▼ 認定申請時の勤務要件

・認定申請時点において、直近1年以上継続的に「薬剤師実務に従事していること」

表現の変更・追記

▼ 認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。



2-2. 新規認定の要件 ～変更点～

変更③修了証有効期限の短縮

【現行】

6年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

【改訂後】

3年間

※講習会形式・ワークショップ形式両方

【なぜ短縮するのか？】

- ✓ 事業移管後、本協議会で養成研修会も主催可能になった
- ✓ 各地区で講習会とワークショップのセット受講が浸透してきた
- ✓ 講習会とワークショップを短時間で受講できる体制が整備
- ✓ ワorkshopの受講待ちが大幅に減少



2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

受講条件	現行	改訂後	
実務経験、勤務状況	薬剤師実務経験 5年以上	薬剤師実務従事期間 通算5年以上	変更
	6年制卒は3年以上で受講可	削除	削除
	継続して3年以上	削除	削除
年齢制限	現に病院又は薬局に勤務	表現の変更	変更
	なし	申請時点において 満65歳未満 であることに留意すること	追加



2-2. 新規認定の要件

■ ケーススタディ ■ 年齢 × 受講証有効期限

63歳で養成研修(講習会・ワークショップ)修了

- ・63歳: 養成研修修了(修了証有効期限3年)
- ・65歳: 修了証無効



2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

変更①勤務要件緩和 <<働さ方の変容に対応>>

	現行	改訂後
指導実績	認定期間中に1例以上(指導実績がない場合は、別途審査)	
勤務状況	現に薬剤師実務に従事 認定期間中に3年以上薬剤師実務に従事	
更新講習会	認定を受けた日から5年以上経過し受講	認定申請の際、 直近1年以上継続的 に薬剤師実務に従事に薬剤師実務に従事 認定申請の際、 直近6か月以上継続的 に薬剤師実務に従事

改訂の理由 各種休暇の取得など、**昨今の働き方に対応するため**



2-2. 新規認定の要件 ～まとめ～

認定要件	現行	改訂後
勤務要件	直近1年以上継続的に薬剤師実務に従事	
年齢制限	なし	【受講・申請】 満65歳未満 【認定・失効】 満70歳到達時
認定期間	6年間	【追加】ただし70歳到達で失効 認定期間の延長はない
修了証	現行	改訂後
有効期間	6年間	3年間

変更

追加

追加



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ■ 認定期限1年前まで休暇取得(離職)した場合

▼2027年7月認定期限(2021年7月取得)

2021年7月～2023年6月薬局勤務

※フルタイム(週5日40時間)

2023年7月～2025年6月介護休暇

2025年7月～2026年7月薬局勤務

2026年8月～2026年12月有給消化・離職

2027年1月～2027年6月病院勤務

2027年7月更新認定申請予定

✓要件1: 認定期間中に通算3年7か月〇

✓要件2: 直近6か月以上継続〇

✓要件3: 申請時に勤務中〇

【現行】

×直近1年継続していない

【改訂後】

〇直近6か月継続でOK!

2-3. 更新認定の要件



2-3. 更新認定の要件 ～改訂後～

■ケーススタディ ■ <<改訂版実施要領施行後令和9年(2027年4月1日以降)>>

①68歳で更新申請

・67歳：更新研修受講

・68歳：更新申請

(70歳未満でOK)

・68歳：更新認定 (有効期限：6年間)

・70歳：6年間の認定期間内で あっても失効

②69歳で更新研修受講、70歳で更新申請

・69歳：更新研修受講
修了証取得(有効期限3年)

→○70歳未満でOK

・70歳：更新申請

→× 満70歳未満でないためNG 修了証も無効に



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更②年齢制限の新設

	現行	改訂後
研修受講時		更新認定申請時点において満70歳未満であることに留意すること
認定申請時	なし	満70歳未満であること
認定後		認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更③年齢制限の新設に伴う時限的措置

【対象者】

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]で既に認定を受けている認定実務実習指導業務判師

【措置の内容】

満70歳に達しても、当該認定の認定期間が満了するまでは資格を維持できる

ただし、本実施要領の規定により、次の更新は認められない

▲注意▲

改訂時点[令和9年(2027年)4月1日]において更新認定申請猶予期間中の場合は対象外

∴認定期限後は、認定が失効しているため

変更②年齢制限の新設

定年による失効後も認定者とともに、
実習生の指導に携わっていただけます！！

認定が失効した後も、認定者とともに実習生に指導することは可能！！
実習生への指導ができなくなるわけではないので、今までの経験をぜひ活かしてください



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ2 ■ 時限的措置が適用されない場合

③2026年5月認定期限時69歳

2026年5月認定期限(69歳)
～事情により更新未申請～
2027年4月改訂施行(70歳)
→ 猶予期間中のため、時限的措置適用なし

④2027年5月認定期限時70歳

施行時点で認定有効なので、時限的措置が適用されたあとに
2027年5月更新認定取得希望(70歳)
→ × 満70歳未満でないため申請不可



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

時限的措置の適用基準

施行時点での認定期限	～2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

表現の変更・追記

▼認定期間

→6年間ただし、満70歳となった時点で失効する。



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

■ケーススタディ1 ■ 時限的措置が適用される場合

①2025年8月更新認定時67歳

2025年8月 更新認定(67歳)
2027年4月 改訂施行(68歳)
2029年9月 認定期間中に70歳到達
→ 時限的措置適用
2031年7月 認定期間満了(更新不可)

②2026年9月更新認定時70歳

2026年9月 更新認定(70歳)
2027年4月 改訂施行(71歳)
→ すでに70歳を超えているが、時限的措置適用
※施行時点において、認定を受けているため
2032年8月 認定期間満了(更新不可)



2-4. 新規・更新共通の変更点

2. 認定取消しの明確化

1. 薬剤師の資格を失った者
2. 厚生労働省が公表する「薬剤師に対する行政処分について」の被処分者
3. 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
4. 薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

3. 過去に取消しを受けた者の再申請

過去に本認定の取消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する



2-3. 更新認定の要件 ～変更点～

変更なし

▼猶予期間

→ 認定期限までに更新申請できなかった場合、認定期間終了後2年間は申請を猶予
ただし、猶予期間中は認定無効

- 【注意】以下の場合は猶予期間内でも更新不可
- ✓ 指導実績要件を満たしていない
 - ✓ 認定期間中の通算勤務3年を満たしていない
 - ✓ 満70歳に達している



2-4. 新規・更新共通の変更点

4. 取消しの公表方法

【現行】

取消した旨及び取消対象者の氏名を公表

【改訂後】

認定番号を公表



2-4. 新規・更新共通の変更点

1. 費用の改訂（消費税：10%）

【新規認定】審査料

5,500円（税込）

本体5,000円＋消費税500円



9,350円（税込）

本体8,500円＋消費税850円

【更新認定】審査料

5,500円（税込）

本体5,000円＋消費税500円



7,150円（税込）

本体6,500円＋消費税650円

【認定証再発行】費用

1,870円（税込）

本体1,700円＋消費税170円



2,200円（税込）

本体2,000円＋消費税200円

※費用に関する注意事項、条件は変更なし



3. スケジュール

時限的措置の適用

施行時点での認定期限	～2027年3月31日まで	2027年4月1日以降
時限的措置	適用なし	適用あり
備考	施行時点で猶予期間中の場合は、適用なし	年齢によって、次の更新は不可



3. スケジュール ～施行までの流れ(予定)～

2026年3月以降

- ・実施要領改訂の告知(薬学教育協議会HP、認定者へのメール配信)
- ・改訂説明会動画公開

2027年3月

実施要領改訂に伴うシステム改修および認定申請受付一時停止

2027年4月1日

改訂版認定実務実習指導薬剤師制度実施要領施行

▲注意▲

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用



3. スケジュール

改訂までのスケジュール



3. スケジュール

施行日

令和9年(2027年)4月1日

※時限的措置の対象者は、施行日時点で認定を取得している者に限る

▲最重要▲

受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用



4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後	
受講条件	薬剤師実務経験が5年以上あること	「薬剤師実務に従事している」期間が 通算5年以上 であること	変更
	6年制卒は実務経験3年以上で受講可	(削除)	削除
	継続して3年以上であること	(削除)	削除
	現に病院又は薬局に勤務している者であること	表現の変更: 受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること	変更



3. スケジュール

■ケーススタディ■ 受講後、申請の前までに改訂が行われる場合

時期	2024年5月	2026年9月	2027年5月
アクション	養成講習会受講	ワークショップ受講	新規認定申請
適用		改訂前実施要領	改訂版実施要領

▲注意▲ 受講および申請した時点で施行されている実施要領が適用されます



4-1. まとめ ～新規認定の変更点～

	現行	改訂後	
年齢制限	なし	【受講・申請】満65歳未満 【認定 失効】満70歳到達時	追加
有効期間	6年間	3年間	変更
審査料	5,500円(税込)	9,350円(税込)	変更

4. まとめ



4-2. まとめ ～更新認定の変更点～

	現行	改訂後
勤務状況	認定申請の際、直近1年以上継続的に薬剤師業務に従事	認定申請の際、直近6か月以上継続的に薬剤師業務に従事
年齢	なし	更新認定申請時点において満70歳未満であること 満70歳未満であること 認定は満70歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する 時限的措置
審査料	5,500円(税込)	7,150円(税込)

変更

追加

変更

ご清聴ありがとうございました



4-3. まとめ ～新規・更新共通～

その他の変更

- ✓実施要領の構成を全面的に見直し
- ✓新規と更新を明確に区分
- ✓用語を「修了証」に統一
- ✓認定取消し規定の明確化
- ✓認定証再発行費用:1,870円→2,200円